

昭和二十六年七月十八日 第三種郵便物認可
昭和二十六年九月二十五日 印刷
昭和二十六年十月一日 發行
毎月一回 一日發行
講費 一ヶ月 金五百圓

編集兼 白子知之
印刷發行人
東京都中央区日本橋室町一丁目八番地
發行所 官公 査察新報社
電話 日本橋(四)六五八五番
市外 日本橋(四)六五八五番

昭和二十六年七月三日

日本都市連盟理事長

大阪市長 中井光



第一三回全國都市問題會議開催につき招請

全國都市問題會議は、本連盟がこの事業を繼承してから既に大阪・横濱・名古屋の各市に在りて逐年開催、各方面のご協力を得て毎回多大の成果を収めて参りました。
本年はその第一三回會議を別紙要項の通り仙台市において十月十八日より開催、「第一議題 對市民活動について」「第二議題 行政委員會制度について」の研究討議をいたすこととなりました。何卒奮つてご参加ならびに研究報告のご提出を切望いたします。會議に關しご質疑等がありましたらばご遠慮なく事務局へお申下さる。
まずは右ご案内申し上げます。

12

昭和26年10月・仙臺市

第13回 全國都市問題會議

議 題

- 1 對市民活動
- 2 行政委員會制度

開催要項・参加申込方法
研究報告提出方法
議題解説

主 催

日 本 都 市 連 盟

事務局 東京都千代田区日比谷公園・市政會館
電話銀座(57)201・202・4096
振替貯金口座東京60824

開催要項

第一三回全國都市問題會議

開催要項

- 一、主催者 日本都市連盟
- 二、開催期 昭和二六年一〇月一八(木)・一九(金)・二〇(土)の三日間(第三日は実地視察の豫定)
- 三、開催地 仙台市 仙台市公会堂
- 四、議題 第一議題 對市民活動
第二議題 行政委員会制度
- 五、主報告者 未定
- 六、會議方法 會議は主報告者の報告をもつて始まり、その報告終了後、部会を設け、参加者の報告および討議を行う。
- 七、實地視察 視察箇所未定
- 八、参加費 一名につき二千元、豫め連盟事務局(東京都千代田区日比谷公園・市政会館内)へ郵送又は會議當日受付へお拂込のこと。
- 一〇、その他 宿舎は仙台市總務部庶務課において斡旋されるにつき、なるべく早目に直接同課に依頼されたい。

参加申込方法および研究報告提出方法

参加申込方法

- イ、参加希望者は参加者名簿作成のため九月末日までに住所・職・氏名を連盟事務局へ申出られたい。
- ロ、申込宛先 東京都千代田区日比谷公園・市政会館内・日本都市連盟事務局
(電話銀座(57)〇二〇一・〇二〇二・四〇九六)(振替貯金口座東京六〇八二四番)

研究報告提出方法

- イ、會議に研究報告を提出される方は八月末日までにその原稿を連盟事務局へ提出されたい。
- ロ、研究報告は四〇〇字詰原稿用紙一〇枚以内に願いたい。
- ハ、研究報告は主報告者の報告とともに印刷の上参加者に配付する。
- ニ、會議において口頭報告を希望される方は要旨を記載した發言通告票を九月末日までに連盟事務局へ提出されたい。
- ス。(割當時間は大体五分の豫定)

議題解説

第一議題 對市民活動

「人民に知らさない、または知る手段を與えない民主政治はまさに、喜劇か悲劇、おそらくは兩者の發端である」といわれているように、市民に對して政治および行政の実態や政策の目標や當面の問題などをたえず知らせることは、民主政治の必要な要件の一つである。

よい市政の実現は市民誰でもが希望するところである。しかし、市政の実態について正しい知識をもつていなければ、市政のよし、あしの批判ができないのはもちろんのこと、市政への關心もわきおこらない道理である。民主政治の確立とか都市自治の徹底とかいつてみても、市民が市政について十分な認識をもたず、選挙のときただ投票するというだけでは、形式的には民主政治が行われているといえても、市民みずからが市民の手で市民のための政治をするというほんとうのデモクラシーとはいえない。こういう常識的なことは、申し述べる必要のないほど新しい地方自治の發足以來、各市とも広報活動その他對市民活動には力をいれておられることであらう。ただ、こういう市民教育的啓発活動はどんなに活動してもしすぎるということのない部面である。各市がそれぞれ對市民活動において示されて

いる方法やその仕方について互の知識・経験を交換し合つて、最も効果的な方途の發見に努めることは、今後の都市自治の發達のうえにきわめて大切なことである。

今日、世界で最も民主的、科學的市政を行っているといわれるアメリカ都市が、對市民活動についてどんなことをやっているかは、われわれにとつて他山の石である。民主市政を誇るアメリカにおいてさえも、現在市政に關する最も重要な問題はどうかして市政に對する市民の一般的關心を高めるかにあるとされている。このために各市はそれぞれ独自の活動を行っているがそれらを通覽して市民に對し市政に興味を喚起する方法として行っているものはだいたい次のようなものを挙げる事ができる。

① 市政報告書 報告する事項、統計様式などについては種々研究され、標準的なものを定めることに努力されている。

② 展覽會 市民の大多数が市政に關心をもたない理由の一つは、市政が現実は何を行つていのかを知らないことにある。市政の諸活動を上手に解りやすい方法で展示することにより市民の理解と關心とを高めることができる。

③ 講演會 これは最も経費のかからぬ方法とされている。

④ ラジオ 放送は抽象的な講話よりも、具體的な、特殊の題目についての話の方がよいとされている。なお、テレビジョンも使つてゐる。

⑤ 映画 市政に關する施設や活動を扱つた映画は講演會またはP・T・Aの會などに併用して効果を發揮することができ、餘り長尺のものでなく、かつ興味深いものは映畫館において一般映畫の間にさし込んで上映することも可能である。

⑥ 学校教育 公民科のために十分授業時間を割けぬならば、連邦憲法・國會・最高裁判所などの話の時間は節約しても、自分たちの住む市の政治・行政については教えるべきである。

⑦ 市民團體 市政の水準を高める最も有力な方法の一つは市民團體の結成である。かかる團體は過去においても、また現在においても力強い働きをしており、定期的に會合を催して市政の向上に資している。

⑧ 成人教育 都市によつては成人教育に大いに成功しているところがある。

⑨ 新聞 市の経費が許すならば新聞の一定のスペースを市政を市民に告知するために獲得することは正しいことである。また、新聞の要求するようなニュースを提供することにより経費をかけないで広報の役をはたすこともできる。

⑩ 市政調査機關 アメリカの市政調査機關には二種類ある。一つは市政機關として調査機能をはたすものであり一つは市政からは獨立した私の資金による調査機關である。私設の調査機關は党派に片寄らず、市民の立場から市

これらのアメリカ都市が行いつつある對市民活動の概目であるが、わが都市はいかなる活動を現在行いつつあるか。例えば地方自治法が、「普通地方公共團體の長は、條例の定めるところにより、毎年二回以上豫算の使用の状況、収入の状況並びに財産、公債及び一時借入金の現在高その他財政に關する事項を動かしていわゆるバスを打倒している。

これらはアメリカ都市が行いつつある對市民活動の概目であるが、わが都市はいかなる活動を現在行いつつあるか。例えば地方自治法が、「普通地方公共團體の長は、條例の定めるところにより、毎年二回以上豫算の使用の状況、収入の状況並びに財産、公債及び一時借入金の現在高その他財政に關する事項を動かしていわゆるバスを打倒している。

説明する文書を作成し、これを住民に公表しなければならぬ」と規定しているのは、對市民活動を要請する最も顯著な事例といふことができる。このほか、教育・民生・衛生・労働・経済・運輸・土木その他の行政分野の面で、それぞれその行政目的に應じて適切な啓発的對市民活動が行われていることであろう。また、例えば、地方選挙に際しては選挙管理委員会により選挙の意義とか棄権の防止などについて對市民活動が行われているが、これも実は常時不斷に啓発活動が望ましい事項である。今日問題になつてゐる納税成績の不良化についても、單に納税を督促し、強制するという壓迫的活動だけでは眞に納税成績向上の目的を達成しうるものではなく、市民に納税の行方を納得させ、積極的に納税に協力し、納税の義務觀念を植へつけることによつて、はじめて納税成績の完壁を期することができ、それにはそれに相應した對市民活動が必要である。

要するに、對市民活動は地方自治の基盤的活動であつて、都市行政が市民に對し行わなければならないサウ・グイスであり、これを最も效率的に行うのがその責務である。もちろん、對市民活動は都市の大小により、また所在の地方により、もしくはそれぞれ都市の性格により、その在るべき姿についてはおのづから差異があることも當然であらう。これらの點を考慮におきつつ、都市の對市民活動の最も能率的、效果的な在り方はどうあるべきか。これを究明することは新しい地方自治確立のため、全國都市に課された共通的な課題といふべきである。

第二議題 行政委員會制度

今春、大都市（京都・大阪・横濱・神戸・名古屋・福岡・仙臺・札幌）監査委員協議會、および兵庫縣都市監査委員協議會とから、本年度都市問題會議の議題として「監査委員」制度を採りあげられた旨の要請があつた。その理由は監査委員制度実施四年の経験にかんがみその理論的な解明、ならびに實際的な運営において十分研究、検討を要すべきものがすくなく多いという點にあつた。要請の通りこの問題は本會議の議題としてまことに時宜に適した題目である。しかし、つらつら、考えるに、この監査委員制度をも含めた廣い意味の行政委員會制度には、全面的にその理論・組織・權限ならびに運営のうえに再検討を要する局面に達しつつあるのではあるまいか。そこで監査委員制度の問題を深く掘りさげる前に、その制度をも含めて廣く行政委員會制度全般にわたつて、研究、討議するために本議題が採擇された次第である。監査委員制度についてはさらに次回以後において、議題に採擇される機曾のあるであらうことを期待する。

戦後、大きな変革を遂げたわが國の中央および地方の行政を通じて最も注目すべき事象は行政機構の中に行政委員會という全く新しい型の行政機關がとり入れられたことである。中央の行政委員會としては、農地委員會・労働委員會・持株會社監理委員會・公職選挙法審査委員會・開闢機關整理委員會・統計委員會・公正取引委員會・選挙管理委員會・公安委員會・證券取引委員會・人事院・公共企業體仲裁委員會・國有鐵道、專賣公社調停委員會・外國爲替管理委員會・更生保護委員會・司法試験管理委員會・電波監理委員會・首都建設委員會・地方財政委員會、外資委員會などがあり、すでにその任務を終了してしまつたものもあるが、恒久的な機構としてその存在が問題となつてゐるものもある。都道府縣市町村を含めての行政委員會機構としては地方の農地委員會・労働委員會・選挙管理委員會・公安委員會・人事委員會ならびに公平委員會・教育委員會などがあつた。これら行政委員會の特色は、行政的權限をもつた合議制機關であるほかに、①準立法的權限（例えば規則制定權）と、②準司法的權限（例えば争訟の裁決權）とが與えられてゐることである。

行政委員會制度はその母國であるイギリスおよびアメリカにおいてもいろいろ問題のある制度であるから、自然發生的にではなく、制度的にわかに移し植へられたわが國の行政委員會制度に種々問題があるのは當然である。民主行政の一つの型として行政委員會はユニークなものではあるが、本質的缺點ももつてゐる。この制度がどういふ性質もしくは種類の行政に適するかは、とくと吟味する必要がある。わが國の経験としてはまだ數年を出でないのであるが、かりに都市行政の狭い分野に限つてこの制度は理論上全面的に肯定すべきか。あるいは否定すべきか、もしくはどの面に肯定し、どの面に否定すべきか。

行政委員會制度は、またきわめて短い期間の経験に過ぎないから今日のまでの業績をもつてただちにその功罪を論断することはない。あるいは輕率のそしりをまぬかれたいであらう。しかし、都市は一方に多數の議員からなる市議會をひかえ、他方に複雑な性格をもつ合議制機關である行政委員會を包ようすることは、かりに理論的には望ましいとしても、現下の窮迫してゐる都市

行政委員會は、さきに述べたように行政的權限のほかに、準立法的權限と準司法的權限とを有する。これらの權限がはたして十分な權威をもつように裏付けられているか。また、これらの權限を中心として行政委員會の獨立性について委員會の現實の地位を明らかにすることも重要な問題である。また、實際の運営については多くの問題を包蔵してゐる。それぞれの行政委員會の委員はどのような資格・経歴・素質を有する者が最も適格者であるのか。委員は常勤・非常勤または兩者入り交つてゐるが、これをどう運営してゆくのが最も効果的か。委員會の事務局の組織・規模はどのようであるべきか。各行政委員會と首長および議會ならびに議會内の常任委員會との關係などについても研究を要する問題點が少くない。

行政委員會制度は、またきわめて短い期間の経験に過ぎないから今日のまでの業績をもつてただちにその功罪を論断することはない。あるいは輕率のそしりをまぬかれたいであらう。しかし、都市は一方に多數の議員からなる市議會をひかえ、他方に複雑な性格をもつ合議制機關である行政委員會を包ようすることは、かりに理論的には望ましいとしても、現下の窮迫してゐる都市

議題解說

財政のものにおいてはきわめて困難であるということも事実である。ここに行政委員会制度の受け入れ方および運営に工夫を要する點がある。行政委員會が財政的に重い負擔となりつつある今日、過去における諸都市の経験を赤裸々に提示して、いろいろの角度から究明することは、すでに制度を実施している都市はもちろん、今後この制度を採擇せんとしている都市にとつてきわめて有益な資料を提供するものであらう。

すでに連合國最高司令官により「過去の経緯と現在の状態が必要とし、好ましいとするような修正」を行うことを認められ、講和をひかえて独立國としての面目の回復を目前にしたわれわれとしては、けん虚な氣持ちで率直に実態を直視し、非を非とし、是を是とし、デモクラシーの基本線をそれることはゆるされないが、その線に沿う限りは自主的に実情に即した制度・機構の改革を断行することをちゆうちよしてはならない。この意味において、まづさきに直面する問題は行政委員會制度であらう。この制度のもつ美しい花が開くようにわが國土に培う努力をおしんではならないが、わが風土に適合するように入力をすることも怠つてはならない。この制度について理論と實際との兩方面より眞しな研究報告が提出されることを期待してやまない。それは、とりもなおさずわが地方自治前進の力強い原動力の一つとなる。

☆
☆
☆
☆

前回までの議題

- 第一回 ①防火と建築 ②不良住宅改善
第二回 ③土地區劃整理 ④自由空地並公園
第三回 ⑤受益者負擔金 ⑥街路交通の統制
第四回 ⑦市町村民の負擔並市町村の税制問題
第五回 ⑧都市に於ける汚物處理並汚染防止問題
第六回 ⑨都市の環境と其の改善問題
第七回 ⑩都市自治の現状と其の濟美問題
第八回 ⑪都市の公益企業 ⑫都市の保健問題
第九回 ⑬都市計畫の基本問題 ⑭都市の經費問題
第十回 ⑮本邦都市發達の動向と其の諸問題
第十一回 ⑯都市の人事行政
第十二回 ⑰地方計畫の具体化に關する諸問題
第十三回 ⑱都市財政の現状及將來とその對策
第十四回 ⑲國土計畫の都市整備の問題
第十五回 ⑳新地方制度の实情と將來に對する考案
第十六回 ㉑都市財政の確立に關する方策
第十七回 ㉒都市行政の科學的能率の運營
第十八回 ㉓自治體警察・消防の問題
第十九回 ㉔行政事務再配分の研究
第二十回 ㉕

第一三回全國
都市問題會議

研究報告發言通告票

論 旨	第 1 2	議 題	職・氏名	論 題

第一三回全國都市問題會議參加申込書

市名(団体名)

参加者・職・氏名

(市以外の方は住所も
お書き下さい)

右 昭和二十六年十月仙臺市に開催の標記會議に参加申込する。

昭和二十六年

月

日

市名

(団体または
個人名)

(印)

